

三菱大夕張鉄道保存会規約

第1条(名称)

本会の名称は「三菱大夕張鉄道保存会」と称す。

第2条(目的)

本会の目的は旧三菱鉱業(株)大夕張鉱業所及び旧三菱石炭鉱業(株)南大夕張鉱業所鉄道課(通称 三菱大夕張鉄道及び三菱石炭鉱業鉄道)の所有となっていた車両及び橋梁・土木構造物等の鉄道関連施設を南部及び鹿島地区の重要な産業遺産と位置付け、同地区の歴史の一部として後世に残すための保存を目的とする。

第3条(活動)

1、 本会の活動は第2条(目的)を基軸に、更に南部及び鹿島地区の今後の利益につながる活動を行わなければならない。必要であれば行政、他団体、法人等と連携活動を行うことができる。

(1) 車両所有者及び現留置場所の地主の許可の元清掃および草刈りなどの環境整備。

(2) 車両、橋梁・土木構造物等の鉄道関連施設の歴史的、技術史的価値の研究・広報及び認知の促進。

(3) 保存のための募金活動。

(4) 上記に係わる歴史、経緯、方法等の研鑽、勉強会。

(5) 上記に係わる一切の活動。

2、 本会の活動の目的が意に叶わず滅消、破壊、解体などにより失われた場合には活動停止及び会の解散を基本とするが、資料・写真・映像等を保存の目的とし存続させることができる。

第4条(会員)

本会の会員は第二条の目的に賛同し、入会の意思を持つものを会員とし、退会後の再入会をも妨げない。

第5条(入退会)

1、 入会希望者は第3条(活動)に居住地理的条件等で参加することが困難な場合でも入会することができる。

2、 入会希望者及び再入会希望者は下記4、5に抵触しなければ入会者となる。

3、 入会希望及び退会は本人の自由意志とする。会はこれを妨げてはならない。しかし下記4、5に抵触するものはこの限りではない。

4、 いわれのない中傷等で著しく会の名誉を毀損し活動の妨げとなる行動を行った会員は強制退会させることができる。

5、 会の運営及び活動を促進させ寄与した会員でも社会的不正をもって会に係わった場合は強制退会させることができる。

第6条(世話役)

1、 本会に次の役職をもって世話役とする。

- | | |
|----------|-------------------|
| (1)代表 | 和田 宏士 |
| (2)副代表 | 大日方 弘之 |
| (3)事務局長 | 今井 一郎 |
| (4)事務局次長 | 佐藤 真奈美(兼) |
| (5)総務部長 | 吉田 雅彦 |
| (6)広報部長 | 佐藤 真奈美(兼) |
| (7)技術部長 | 川合 宏幸 |
| (8)技術次長 | 由波 信彦 大友 一夫 佐藤 由春 |

(9) 監査 小澤 洋一
顧問 高橋 勇治
名誉顧問 金沢 洋行 山影 静子 渡部 洋

2、世話役の任務

代表 会の責任者であり、会の運営全てを司る。
副代表 代表の補佐を行う。会の運営の運営を司る。
事務局長 会の運営を司り、代表の補佐、及び関連団体との渉外を任務とする。
総務部長 事務全般を司る。また活動記録、会計の任務も司る。
広報部長 会の活動を紹介する活動を司る。
技術部長 保存車両、それに付帯するものの全ての活動を司る
部局次長 各部局長の補佐を行う。
監査 常に客観的に会の運営を査察し監査を行う会唯一の「権限」を有す。

3、世話役は会員の互選により決定する。

4、世話役の任意は1年とし、再選を妨げない。

第7条(事務局)

本会に事務局をおき、会運営に必要な事務的事項を司る。
事務局 夕張市清水沢宮前町39宮コ23 清水沢コミュニティゲート
三菱大夕張鉄道保存会事務局

第8条(会計監査及び総会)

- 1、本会の会計監査は年1期とし3月末日に実施するものとする。
- 2、会計監査が終了した後代表は速やかに会員を招集、総会を開催し、会計報告、次期予算、活動計画等を審議しなければならない。

第9条(本規約の施行及び変更)

- 1、本規約は平成11年 9月25日をもって施行する。
- 2、本規約は総会及び世話役会において追加、削除、変更することができる。この場合必ず会員に通知しなければならない。

平成13年4月29日 役職名変更 事務局→事務局長
役職追加 作業長、営繕長
平成15年5月1日 役職追加 事務局次長
平成20年5月5日 役職削除 作業長
平成21年5月5日 役職追加 技術次長
平成22年5月5日 役職削除 事務局次長、会計
役職追加 総務部長、作業長
役職増員 副会長2人体制
表記の変更 役員→世話役
第6条2項、3項、4項の変更追加
平成24年5月5日 世話役追加 事務局次長、広報次長
世話役削除 営繕長、作業長
世話役増員 技術次長3人体制
名誉顧問の追加 顧問減員
第6条2項、3項、4項の変更追加
以下、基本的な条項に関わる変更以外は記載を略す
令和元年5月4日 事務局住所変更
令和2年7月19日 第1条 すでに使用されていない「大夕張シネマトレイン保存会」の名称、第3条6項活動停止している「シューパロ塾」に関する事項について現状に即して削除
役職名の変更 会長→代表 副会長→副代表
第6条2項 監査の任務の追加